

## 調布市墓地等の経営の許可等に関する条例（案）パブリック・コメント結果

策定に当たり、平成24年1月10日（火）から1月31日（火）まで22日間、パブリック・コメントを実施しました。実施結果については、次のとおりです。

提出者	提出件数
個人（単独）	54件
個人（連名）	0件
法人	0件
合計	54件

## 調布市墓地等の経営の許可等に関する条例(案)のパブリック・コメントにおける意見の概要と市の考え方

No	分野	意見・要望	市の考え方
	パブコメについて	はじめに:パブリックコメントの意見の概要を作成するにあたって、提出者の意見の趣旨を曲げられることがあるので、無断で要約しないこと。要約する必要がある場合は、必ず意見提出者の了解を得ること。なお、要約不要になるように簡潔に記載したつもりである。	パブリック・コメントは、市民の方々のご意見を伺い、市民意見を考慮した政策等を作成していくための手続きです。個人情報保護等の観点から、一部修正したのもございますが、強いご要望もございましたことから、極力、原文のまま掲載させていただきました。
1	全般	墓地は寺院一体の墓地に限定し、単体の墓地や火葬場は別途定めるべきである。(都市計画の用途制限でも、火葬場等は独自の都市計画決定となっている。)	当条例の中で、墓地、納骨堂及び火葬場について、設置場所及び構造設備の基準について個別に定めており、個別の条例にする必要はないと考えます。また、墓地については、都条例に比して基準を強化し、事務所が市内に存することを規定しており、一体であることを要件としておりません。
2	全般	焼骨とは人骨のことで、ペットは対象外でしょうか。	墓地、埋葬等に関する法律第10条に規定する墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等について定めるものであり、人骨のみを対象としています。
3	全般	市の実情に応じた許可基準や手続き等を規定した条例ということですが、現在の案は、ほとんど東京都の条例を簡略化したもののようです。折角、市に移譲される権限、このままでは何の意味も無いのではないのでしょうか？調布市独自の見地・見解からの条例の実現を期待したいと思います。 現在、TV番組にも取り上げられるほど社会問題化の様相を見せ始めている墓地建設問題、特に多摩地区に急増中という公園墓地、その名義貸しという見過ごされている違法行為の野放し状態をどう考え、どう対処するか？これから先の時代、“過去の風習”のもとに続けられ増え続ける埋葬と墓地の問題をどう考えるか？そこまで見通しての独自案があっても良いのではないか。 役所としては、そこまで踏み込める問題ではないかも知れませんが芽生えつつもある	当条例案では、東京都の条例を基に、他市事例を参考

	<p>“新しい埋葬のかたち”を何らかのかたちで市としても応援する・・・というものであってほしいと思います。</p> <p>例えば『火葬場での遺骨の扱い』に関して、関東では、全ての遺骨を遺族が持ち帰ることになっています。そのため骨壺も大きなものが必要で、それを納めるお墓もある程度の大きさが必要です。これから先、どれだけの墓地が必要になってくるのでしょうか？！関西では、遺骨の大事なところだけ・遺族が必要なだけ持ち帰れば良いことになっています。そのため骨壺の大きさも小さくて済みます。埋葬場所・スペースも関西の方が大いに合理的で、埋葬のかたちも多様に考えられます。遺骨を受け取り、それを集めて何年かに一度その遺骨で仏像を建立している寺もあつたりします。</p> <p>関東で何故、遺骨を全て持ち帰らなければならないのか、改めて火葬場に聞いてみました。『火葬場には、残された遺骨を処置する体勢がない。引き取ってくれる業者も無い。不要な遺骨は、近くのお寺にでも行って相談してもらうしか無い』とのこと。要は、火葬場に残された遺骨を処置する施設・体勢が無いということです。</p> <p>遺骨をどう扱うかは信仰の問題でもあり、行政が立ち入りにくい問題でもありますが江戸幕府以来の葬式仏教化された仏教界に、深く刷り込まれてしまい思考停止状態になっている好ましくない&lt;墓地・埋葬の風習&gt;に風穴を開け市民それぞれの求める新しい合理的な埋葬のかたちを受け止め、市として後押しできるような体勢を考え実現していけると良いのではないかと、考えるに至りました。既に、新しい様々なスタイルの葬儀・埋葬が芽生え実行され始めているのも現実です。</p> <p>『調布で暮らし、調布で生涯を終える、その喜びの最後のかたち』『葬儀するなら調布が良い』・・・こういう“幸福の実現”もあって良いのではないかと思います。</p>	<p>としながら、地域特性に合わせたものとなるよう考えています。経営主体の条件や、墓地等の設置場所の基準、構造設備の基準などを定めています。</p> <p>また、焼骨の持ち帰りや遺骨をどう扱うかは、宗教上の問題もあり、ご指摘のように、条例等により踏み込める問題ではないと考えます。当条例は、焼骨を埋蔵し管理することに対する規定を定めたものであり、近年の散骨等の葬送方法については対象外となります。</p>
4	<p>全般</p> <p>「ただし、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から・・・」という、ただし書きがいくつか出てきますが、例外を認める場合は、周辺住民の同意を得ることも条件になると思いますので、ただし書きには「ただし、市長および周辺住民が、」とすべきではないかと思えます。</p>	<p>市長が支障がないと認めるものであっても、第15条から第18条までの住民に対する説明責任を免れるものではありません。なお、第4条第2項のただし書きについては、地方公共団体による行為を想定しており、慎重に運用して参ります。</p>

5	全般	墓地・墓園の新增設は、地域の住環境や自然環境への悪影響が考えられる。調布市の都市マスタープランや基本計画等に墓地についても記載されていると思うが、それらとこの条例は整合性がとれていること。	調布市の都市計画マスタープランや、調布市基本計画には墓地についての記載はありません。墓地の必要性は認めるものの、都市計画上の都市施設である墓園を定めた地区はなく、土地利用構想においても墓園の地区を定めていません。
6	全般	横浜市では「横浜市墓地問題研究会報告書」(平成22年9月)が、発行されているが、調布市における墓地の設置数や今後の需給動向を調査した同様の報告や数字があれば、示されたい。	平成21年度に、東京都が市町村別墓地需要推計を公表しています。調布市の場合、1年当たりの需要数として、2010年から2014年までは398基、2015年から2019年までは437基、2020年から2024年までは480基、2025年から2029年までは521基と推計されています。
7	全般	調布市のまちづくり条例と整合をとること。 まちづくり条例に組み込んでいる自治体もあるが、独立した条例にする場合、「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」などと整合性をとること。	現行では、墓地や納骨堂については、周辺環境に著しい影響を与えるものとして、調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例で説明会等の規定を設けています。当条例が施行された場合は、当条例に1本化の予定です。なお、街づくり条例より説明範囲は広がります。
8	全般	調布市に限らず、世田谷区、府中市、八王子市、武蔵村山市など、墓地開発に対する住民の反対運動が各地で起きているが、調布市の今回の条例案は、このような問題に対して、問題の発生の抑制や解決(プロセス)に有効なものになっていること。	当条例では、経営主体の基準や墓地等の設置基準、構造設備の基準等に、周辺環境への配慮を規定しており、一定の抑制効果はあると考えています。また、許可に際しては、計画段階から近隣住民等の理解が得られるよう努力することが望ましいことから、近隣住民等
9	全般	地域住民との紛争が予想されるが、それをあらかじめ防止する条例であること。	に対する説明会の開催(第16条)や近隣住民等との協議(第17条)を規定し、その手続きを経た後でなければ申請を行うことができないと規定しています。

10	全般	都条例からの相違点を明示されたい。 他自治体においては、墓地を経営することができる宗教法人の資格や、説明対象範囲を拡大するなど、以前の都条例に比べて一定の強化をされたものもあるが、調布市の条例案の都条例からの相違点を明示されたい。	別紙に都条例との比較表を示します。
11	全般	周辺自治体においても同様の条例などが作成されつつあるが、他自治体と比べて、調布市民の権利が同等以上に守られるものであること。	他市条例も含めて検討しており、現状の東京都条例に比しては、地域の特性に合うよう配慮しております。
12	全般	市境をまたがって影響が出るケースに、隣接市の条例と整合性がとれていること。 昨年、三鷹市と深大寺地区の間で問題があったが、市境をまたがって影響が出るケースに対し適切に対応がとれるようなものであること。 例えば、近隣住民等の範囲が、調布市50m に対して、近隣自治体(立川市、府中市、(未公表だが多分三鷹市も))は100mと不一致がみられる。横浜市は110m である。	近隣市に申請があり、調布市に影響がでる案件にあっては、ご意見のとおり、調布市の条例が及ばなくなることから、調整が必要となると考えております。 現時点においても、懸念される案件の場合は、隣接市の担当者とは意見交換を随時行い、適切な対応を協議しております。
13	全般	第7条(1)に関して、緑地帯等の緩衝帯を設けるとあるが、たとえば、隣接する市内(世田谷区、三鷹市、府中市、狛江市)に新たに墓地ができる場合で、墓地の区域が調布市に接する場合、調布市側にも緩衝帯を設けることができるようにしてほしい。 (2)に関して、境界には障壁または密植した樹木の垣根を設けるとあるが、これも上記と同じように、調布市側にも垣根を設けることができるようにしてほしい。	なお、三鷹市につきましては未定と伺っております。
14	全般	市境をまたがって影響が出るケースに隣接市と協調して対処するため、「市長は、必要に応じ、本市に隣接する市の長に計画書を送付し、当該市の長の意見を求めることができる。」との条文を追加すること。	同様に、調布市に申請があり、近隣市に影響がでる案件につきましても、ご意見のとおり、隣接市に対して計画書を送付するなど、適切な対応を行う予定あり、条文等の追加は必要ないと考えます。
15	全般	利用者が安心して利用できるように、経営管理に関する遵守事項を定めること。	第12条に管理者の講ずべき措置を規定しております。
16	全般	市長は、申請時だけでなく、必要に応じて随時、経営状況や管理状況を事業者から報告させ、中身を把握することの規定を設けること。	当条例は、墓地等の経営の許可等に関する条例です。
17	全般	墓地等の経営の計画の審査を公正で透明性のあるものにするために、「調布市墓地等設置計画審査会」を設置すること。(例:さいたま市)	現時点においては、ご意見の審査会等を設置する考えはありません。必要に応じて、弁護士など専門家の意

			見を求めるなどして参ります。
18	全般	<p>墓地等紛争調停委員会の設置</p> <p>横浜市では、横浜市墓地等紛争調停委員会を設置して、事業者と周辺住民との間の紛争の調停を行ったり、紛争の予防や調整に関する事項の調査審議するものだが、そのようなものが調布市でも設けるべきである。</p>	現時点においては、ご意見の調停委員会等を設置する考えはありません。あくまで、当事者間の話し合いが必要と考えております。
19	全般	<p>情報公開とパブリックコメント</p> <p>墓地等の計画は、近隣住民だけでなく、広く市民にも何らかの影響を与える可能性がある。市長は、計画の早い段階で、広く市民に周知すること、また、パブリックコメント制度などを利用して広く市民がこの計画についての意見を市長に述べるプロセスを規定すること。</p>	当条例では、何らかの影響を受けると推測される範囲に対して、早期の情報の公開及び計画の説明を規定しており、広く市民に対してパブリック・コメントをとる必要性はないと考えております。
20	第1条 趣旨	<p>この条例に「目的」の条文を追加すること。第1条(趣旨)だけでは、単に権限が国や都から移されたので作成するといった主体性のなさしか読み取れない。</p> <p>例えば、国立市や立川市などは、</p> <p>「墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関し必要な事項を定めることにより、墓地等の経営の適正化及び墓地等と周辺環境との調和を図り、もって公衆衛生その他公共の福祉の確保に寄与することを目的とする。」</p>	当条例は、墓地、埋葬等に関する法律の第10条に規定された経営の許可等について必要な事項を定めたものであり、目的は法の中に規定されております。
21	第3条 墓地等の経営主体	<p>こんな条件では経営できないと思ってもらって構いません。基本的には今でも墓地建設に関しては絶対反対です。ある日突然家の隣にお墓が出来るとしたら、誰だって反対します。ましてや、何処の誰だかもわからない知らないお寺の経営だと言われても何が何だかわかりません。お金儲けみえみえの、本来の宗教活動とはかけ離れたこの墓地ビジネスを絶対に認めてはなりません。調布市としては、これを良い機会に墓地ビジネス絶対反対の態度をこの条例で示して欲しいと思います。</p> <p>このような要望の条件でも、是非お墓を作りたい、檀家さんの為に、宗派の為にそして、一番大切な近隣住民との有効な関係を築きたいと思う宗教家であれば経営を許可してもいいのではないのでしょうか？調布市が墓地ビジネスの街にならないように、是非上記の要望を検討いただきたいと思います。</p>	墓地等は、人の営みの中で必要不可欠な施設であると考えています。しかし、生活にとって必要な施設であるとはいえ、住宅地等に隣接して設置される場合はもとより、墓地等の周辺の環境に対する配慮が必要であり、条例案では、公衆衛生の確保、周辺環境との調和等の観点から、種々の設置基準を設けています。

22	第3条 墓地等の経営主体	<p>高齢化社会を迎えて、墓地開発がますます進むことが予想される。すでに調布市でも昨年深大寺地域で問題になったが、適切な対応をとる必要がある。</p> <p>国立市や府中市では、すでに「市内における墓地・墓園の造成に関する指針」というものが制定され、「墓地・墓園の新設は、原則として認めないものとする」となっているが、調布市においても、新設墓地・霊園に対する抑制を行うべきである。</p>	
23	第3条 墓地等の経営主体	<p><b>経営者の基準</b></p> <p>「調布市墓地等の経営の許可等に関する条例(案)の概要について」に記載されているとおり、経営にあたっては、その永続的かつ非営利性の確保の観点から、本来、経営の主体は市町村等の地方公共団体が原則であります。これにより難しい事情がある場合は、やむなく、宗教法人または公益法人に限る、としています。</p> <p>これが、条例(案)第3条の墓地等の経営主体では、この3者が併記されており、同等扱いされています。都の墓地条例でも同様ですが、これでは、調布市は、条例施行前から、市としては経営の主体になるつもりがない、と公言していると言わざるを得ないと考えます。あくまで経営の原則は地方公共団体であることの自覚を求めるとともに条例に反映すべきと考えます。</p> <p>また、宗教法人の場合は、「檀家のため」「布教のため」「墓地の絶対的不足」を設置の目的に挙げますが、実際には多くの場合、事業そのものであり、従って、営利追求型になることは明白です。</p> <p>厚生労働省の「墓地経営・管理の指針等について」でも墓地の永続性及び非営利性の確保の観点から「墓地経営者には、公共的サービスの提供者として、利用者の要望に責任をもって応えられる、高い倫理性が求められる」としており、適格でない宗教法人には許可しない、英断を求めます。</p>	
24	第3条 墓地等の経営主体	<p>墓地等の経営者の基準として、国の見解及び都の指針では、墓地等の永続的かつ非営利性の確保が挙げられているので、宗教法人または公益法人が墓地等を経営する場合、非営利性を証明できるような書類の提出を義務付けるなど、営利目的が疑われるような墓地を許可しないようにしてほしい。</p> <p>たとえば、近隣にできる予定の墓地の経営主体である宗教法人は、墓地を作る理由と</p>	<p>国の指針のとおり、経営主体の基本は地方公共団体と考えています。これにより難しい場合のみ、宗教法人、公益法人に限るべきと考えています。</p> <p>墓地は、公共の利益との調整が必要な施設であり、誰でも自由に設置できるものではありません。墓地経営者</p>

		<p>して、寺院経営のためと周辺住民への説明会で述べていた。これは明らかに営利が目的であり、厚生労働省の墓地経営・管理等の指針に反していると考え。また、使用管理規則の中で、「墓石の建立は指定の石材業者が施行する」と記載してある。墓石はどこの石材業者が建立してもよいと考えるが、業者を指定すれば、墓地の区画が売れ、墓石を建立した際の利益はその指定業者に入るわけであり、宗教法人と石材業者の間の名義貸しが疑われる。さらに経営主体である宗教法人は市外に住所があり、わざわざ別の土地に墓地を造ること自体、必然性がなく、あいた土地があるからそこに墓地を作り、石材業者を指定し、墓地を販売し、利益を得るという営利目的、名義貸しが疑われ、墓地の永続性、非営利性に疑問がある。</p> <p>また、別の墓地では、石材会社が墓地販売の広告を出していた。墓地は非営利性が求められるはずであり、かつ、経営主体は地方自治体、宗教法人、公益法人であるはずなのに、石材会社のような営利企業が墓地販売広告を出すこと自体がおかしいと考える。これも、営利目的の名義貸しが疑われる。</p> <p>このような、非営利性、名義貸しが疑われるような宗教法人、公益法人が墓地経営を行うことがないように、条例を制定してほしい。</p>	<p>には、利用者を尊重した高い倫理性が求められます。今回の条例では、市内に事務所を有し、5年以上の宗教活動があることを要件としているため、調布市に定着した宗教活動により設置される墓地と考えます。</p> <p>また、墓地等は、人の営みの中で必要不可欠な施設であると考えています。しかし、生活にとって必要な施設であるとはいえ、住宅地等に隣接して設置される場合はもとより、墓地等の周辺の環境に対する配慮が必要であり、条例案では、公衆衛生の確保、周辺環境との調和等の観点から、種々の設置基準を設けています。</p>
25	第3条 墓地等の経営主体	<p>経営者の基準として、墓地等の永続的かつ非営利性の確保の観点をあげられています。しかしながら、現状は実質名義貸しが認められているような状況です。墓地等の経営がビジネス(それもかなり美味しい)となっています。</p> <p>そういったことを一切認めないという姿勢を示していただきたいと思います。</p> <p>名義貸しは絶対に認めない。墓地等の経営の許可後も、毎年経営状況を調査し不正が見つければ指導や営業停止等の厳しい処分を下していただければと思います。</p>	
26	第3条 墓地等の経営主体	<p>墓地等の経営者の基準として、宗教活動が地域に根付いているべきとの観点から、市内に事務所を設けている期間を5年以上としているが、地域に根付いていると判断するのに5年は短いと思う。もっと長い期間を設けてほしい。</p>	
27	第3条 墓地等の経営主体	<p>「2 前項第2 号及び第3 号に規定する事務所は、その所在地に設置されてから、規則で定める期間を経過しているものでなければならない」とあり、概要ではこの期間が「規則により5年以上」とあります。5年の根拠はなんでしょうか。もっと長くてもよい</p>	<p>宗教法人法に基づく宗教法人の認定に当たっては、国または東京都が、一定期間の宗教活動をもとに認可を与えることになっています。当条例の規定は、その認可</p>



		<p>のではないでしょうか。</p> <p>また、期間だけで地域に根付き安定的に経営できていると判断できるのでしょうか。</p>	<p>後の宗教活動期間によるものであり、長短には種々の考え方があると思われませんが、5年が適当と考えます。</p>
28	第3条 墓地等の経営主体	<p>第3条(1)項に地方公共団体とあるが、「民間の乱開発を防止」するためには、まず、調布市が必要に応じて市営墓地を設置すべきである。</p>	<p>現在のところ、市で墓地経営をする計画はありません。</p>
29	第3条 墓地等の経営主体	<p>第3条(2)項及び(3)項に、「かつ、永続的に墓地等を経営しようとするもの」とあるが、実効性のある規則といえるか。</p> <p>将来の経済危機に耐えられる経営(経営方針や財政・資金)面のチェックも必要であろう。ましてや、民間業者が寺院などの名義を借りて墓地を運営する「名義貸し」を規制するものでないと、霊園倒産等により墓地購入者や維持管理不良による近隣への悪影響、無縁墓地化などの問題が生じる。また、許認可権限を持つ調布市もその責任を問われることになる。</p>	<p>許可申請の際、資金等計画や財政状況などが確認できる書類の提出を求め、安定した経営に向けて、墓地の永続性の確認を行ないます。</p>
30	第6条 墓地の設置場所	<p>墓地の設置に当たっては、隣接する「府中市」が先に策定した「墓地の設置」(府中市地域まちづくり条例・景観条例)と意を同じと致しますので、当、調布市にあっても是非住民も分かりやすく、墓地設置に厳しい規制がかかる条例の策定を切望する。</p> <p>なお、土地の取引に当たって不動産業者購入価格に比べ、墓地を目的とする業者の価格は高額であり不動産の持ち主は高額での販売を望むのは当然であります。それでも墓地業者は、高額の利益が見込まれるとのデータもあります。従いまして、墓地の設定に当たっては、府中市の条例のように、より厳しい条例の策定を切望いたします。</p>	
31	第6条 墓地の設置場所	<p>墓地等の設置場所の基準</p> <p>全体を通して痛感することは、都から市へ権限が移譲されることは、より調布市の実情、環境等に見合った基準づくりを目指すことだと解釈します。そのためには、市内の平均的場所を候補とした条例ではなく、予想できる範囲内での悪条件下においても考慮された条例とすべきだと思います。</p>	<p>調布市においては、墓地を禁止する条例を規定する予定はありません。また、地区を限定しての許可基準を設ける考えはありません。しかし、住宅地等に隣接して設置される場合はもとより、墓地等の周辺環境に対する配慮が必要であり、条例案では、公衆衛生の確</p>

32	第6条 墓地の設置 場所	第6条に関して墓地の設置場所に関して、第一種、第二種低層住居専用地域には設置できないようにしてほしい。低層住居専用地域は、低層住宅の良好な住環境を守るための地域であり、墓地、納骨堂、火葬場のような施設は良好な住環境を破壊し、このような住宅地にそぐわないと考える。	保、周辺環境との調和等の観点から、種々の設置基準を設けています。
33	第6条 墓地の設置 場所	深大寺北町並びに隣接する三鷹市野崎の400M 周辺には4箇所の墓地が設置されています。調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例等を加案の上、当地区での設置不可とする条例に一文を入れる。	
34	第6条 墓地の設置 場所	墓地の設置場所として、もとになったと思われる、東京都の条例には「三 住宅、学校、保育所、病院、事務所、店舗等及びこれらの敷地(以下「住宅等」という。)から墓地までの距離は、おおむね百メートル以上であること。」とありますが、本案では、なくなっているのは何故でしょうか。 墓地建設が住宅等の周辺施設や住民に与える影響が大きいため、墓地を一定距離、離すべきではないでしょうか。	東京都の条例では、ご指摘のように規定されていますが、本規定は遺体を埋葬(いわゆる土葬)する場合の規定であり、都条例では、専ら焼骨のみを埋蔵する墓地であって、知事が、公衆衛生その他の公共の福祉の見地から支障がないと認めるものについては適用除外となっております。調布市においては、第13条に、焼骨以外の埋蔵を禁止しており、当条例では上記規定はありません。 また、さいたま市の例においては、焼骨のみを埋蔵する墓地であっても、ご指摘のように住宅から100メートル以上と規定しております。 調布市においては、墓地の設置が不可能となる基準を設ける考えはありません。しかし、住宅地等に隣接して設置される場合はもとより、墓地等の周辺の環境に対する配慮が必要であると考えており、当条例では、公衆衛生の確保、周辺環境との調和等の観点から、種々の設置基準を設けています。
35	第6条 墓地の設置 場所	墓地の構造設備基準 第7条に次のような規定を追加すること。 できるだけ近隣住民との紛争を未然に防止するために次のような項目を追加すること。 「埋蔵を行う墓地にあつては、当該墓地の境界線から次に掲げる施設の敷地の境界線までの水平距離が100m以上であること。 ア 病院または診療所 イ 助産所 ウ 老人福祉施設 エ 介護保険施設 オ 住宅 (例:さいたま市) なお、相模原市では学校・病院・人家等かとの水平距離50m以上、千葉市も住宅で100m以上としている。	

36	第7条 墓地の構造 設備基準	今まで墓地・霊園は郊外に作られていましたので、調布のような市街地に作ることを前提として考えられていません。緑地面積とか、駐車場の広さとかは、その場所での特性を考える必要があります。今回の案はそのことを全く考えられていません。調布は住宅地が多数存在するのです。今までに広く作られていた墓地・霊園とは環境が違うのです。設定する数値、緑地面積とか必要な駐車場の広さとかは、調布市にあった数値の設定をお願いします。	住宅地等に隣接して設置される場合はもとより、墓地等の周辺の環境に対する配慮が必要であると考えており、当条例では、公衆衛生の確保、周辺環境との調和等の観点から、種々の設置基準を設けています。
37	第7条 墓地の構造 設備基準	既存墓地等において公園墓地の形態がとれない場合は、住宅等から墓地内が直視できないように、高さ・幅が充分な緑地帯の緩衝帯を設けるべきである。	第7条第1項第1号及び第2号に、緩衝帯及び障壁等の規定があります。
38	第7条 墓地の構造 設備基準	市街地墓地の構造設備は、都市景観に配慮した公園墓地の形態とすべきである。	宗教上の観点から、様々な形態の墳墓があり、規定は難しいと考えています。
39	第7条 墓地の構造 設備基準	墳墓の構造を規定すべきである。	また、ご意見にあるとおり、景観に配慮した墓地形態が望ましいと考えており、緩衝帯や緑地の規定を設けております。
40	第7条 墓地の構造 設備基準	墓地の構造設備の基準の緩衝帯について、火葬場の設置場所と同様、緩衝帯3メートル以上が調布市での想定範囲での悪条件下で、適正かを充分検討願います。そもそも一般市民としては、墓地自体についての必要性は認めるものの、実際に自宅の近隣に墓地ができることは、ほとんどの方が反対しています。緑豊かで水辺に恵まれた調布市に住居を求めた市民にとっては、実用本位の墓地ができることは、地域の特性を損なうものと感じています。その点を考慮した条例づくりが基本だと思います。	他市条例も含めて検討しており、現状の東京都条例に比しては、地域の特性に合うよう配慮しております。
41	第7条 墓地の構造 設備基準	墓地の構造設備の基準の駐車場について、特にお盆、お彼岸に墓参者が集中することを考えれば、都の墓地条例と同率の2%では少ないと思います。これも市内での道路事情が悪い場所、面する道路幅が狭い場所などの条件でも渋滞が起きないことが必要です。駐車場が一杯の場合の道路での違法駐車等は、交通事故の発生にも直結する事態を招きます。府中市の5%以上や江戸川区の4%以上も参考に再検討を強く求めます。	東京都の指導による墳墓の基数の2%程度の駐車場台数にて、渋滞等の問題は発生していないと伺っており、調布市においても2%以上を規定しましたが、ご意見を踏まえ再検討して参ります。

42	第7条 墓地の構造 設備基準	駐車場は墳墓区画数の2%以上ではなく、少なくとも住宅街の場合は5%以上は必要であると思います。	
43	第7条 墓地の構造 設備基準	駐車場の数 墳墓区画数の2%以上と定めた根拠を示されたい。例えば、立川市は5%以上としている。	
44	第7条 墓地の構造 設備基準	墓地の構造設備の基準の緑地について、20%の緑地では墓地の敷地を全周する緑地帯を確保することは、地形によっては困難だと思われます。緩衝帯を緑地、通路、駐車場等で3メートル以上確保した上で、実際にシミュレーションし、緑地の比率を決めてください。	他市事例を勘案し、緩衝帯を3メートル以上と規定しています。
45	第7条 墓地の構造 設備基準	緩衝帯は3メートル以上ではなく、住宅街ならば5メートル以上は必要であると思います。	緑地率については、緩衝帯を3メートルとし道路に接する以外の3面を緑地とした場合、敷地の形状にもよりますが、おおよその敷地面積が2,000平方メートル未満の場合、緑地率は20%を超えと考えられます。
46	第7条 墓地の構造 設備基準	緑地の割合20%以上を30%以上に改めること 第7条(6)「墓地の区域内に、規則で定めるところにより、緑地を設けること。」となっていて、案の概要によれば、「墓地の敷地の総面積に占める緑地の割合が20%以上」となっているのは、調布市の緑地の比率の目標に照らして少なすぎる。 横浜市では、35%ないしは30%以上の緑地を義務付けている。	東京都では、東京における自然の保護と回復に関する条例に緑化基準を定めており、敷地面積から建築面積を減じた面積の20%以上を規定しています。当条例ではその値を参考とし、敷地面積の20%以上としています。
47	第7条 墓地の構造 設備基準	障壁の高さの規定を追加すること。 第7条(墓地の構造基準)ないしは規則に、近隣の住宅等と隔離するために適切な障壁の高さについての規定を追加すること。特に火葬場については。(例:立川市 1.8m(十分と思われないが))。 線香の煙という大気汚染だけでなく、隣接する住宅の二階から墓地や参拝者が見えることによる深刻な精神的損害を訴える訴訟があったが、このような不幸なことを未然に防止できる規定が必要である。水平方向3mの緩衝帯だけでは、住宅等の周辺環境との調和は十分図れない。縦方向の緩衝帯として、十分な高さの障壁が必要である。	第7条第1項第2号に、境界に設置すべき障壁等の規定があります。高さは規定しておりませんが、目隠しの目的を達するため、密植した樹木の垣根と規定しております。

48	第10条 火葬場の設置基準	火葬場の設置場所 「火葬場の設置場所は、住宅等からおおむね250m以上」とあるが、できるだけ近隣住民との紛争を未然に防止するために「250m以上」を「300m以上」に改めること。 (例:さいたま市)	
49	第10条 火葬場の設置場所	火葬場については、調布市の住宅密集地においても住宅等から水平距離が250m以上に於いて、臭気、煤煙等の影響がないことを確認する必要があります。繰り返しのようになりますが、都の墓地条例が250m以上であるから同様にするでは、説明根拠がお粗末です。どう考えても都条例の制定時期と現在との差及び山奥、離島を含めた都の平均的立地条件より、現在の調布の生活環境、住居集中度は高いと思います。さらに、火葬場の煙突などが自宅から見える等、景観上問題がないのか(調布市には景観に関する条例はないのですか?)充分検討したうえでの距離設定であるべきです。	火葬場の設置場所については、住宅等からおおむね250メートル以上とあり、住宅から住宅までの距離が500メートル以上なければ建設できません。つまり直径500メートルの範囲に住宅がない土地、面積にして約20ヘクタールの土地の中心にのみ設置が可能となります。このことから、250メートルで妥当と考えます。
50	第17条 説明会の開催等	第16条、第17条において、標識の設置、及び説明会の開催が、それぞれ申請予定日の90日前まで、60日前まで、となっているが、これは短すぎる。それぞれ、150日、90日とし、近隣住民や広く市民に周知すべきである。	条例に定めた期間は、申請予定の期日から定めたものであり、必ずしも、90日が過ぎれば申請できるものではありません。
51	第17条 説明会の開催等	墓地の計画を進めることにあたっては、現行のようにただ説明会を聞いて終わりではなく、近隣住民の同意がなければ計画を進められないようにしていただきたい。	許可の条件に住民の同意書を課すことは、住民に許可の決定権限を与えることとなり、行政上の許可の手続きに関して、決定権限が住民にあるとする法令はありません。 当条例では、申請予定者には、近隣住民等との協議の実施を規定しております。
52	第17条 説明会の開催等	近隣住民等の範囲 第17条、第18条などにある「近隣住民等」の範囲は、おおむね50mでなく、100m、また、火葬場については300m以内とすること。(例:さいたま市、立川市、府中市、(作成中で未公表だが多分三鷹市も)など多くの自治体) なお、距離だけで決まるものではなく、主観的な要素も入るので、市民の意識調査などをもとに更に妥当な規定に改めていくべきである。	街づくり条例では、周辺関係住民への説明範囲として、建築物の敷地境界線からその高さの2倍の水平距離又は20メートルのいずれか広いほうの範囲と規定しております。当条例では、調布市における絶対高さ規制の25メートルを考慮して、50メートル以内と設定しておりますが、ご意見を踏まえ、再検討して参ります。

			なお、三鷹市につきましては未定と伺っております。
53	第18条 近隣住民等 の意見の申 出	<p>第18条3項の「協議結果を市長に報告しなければならない」を「1 協議結果を意見を述べたものに送付するとともに、その写しを市長に提出するものとする。2 申請予定者は、報告書を送付した後、当該報告書に対する意見が近隣住民等から述べられたときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。」というようなものに改めること。(さいたま市 第9条)</p> <p>紛争の一方の当事者である近隣住民を申請予定者と対等の立場に置き、また、情報公開の透明性を高める必要がある。</p>	<p>第18条第3項の規定は協議の終了時点を想定しており、ご指摘の協議中のやり取りについては、運用の中で、申請予定者から報告を受けるものと考えております。</p>
54	附則	<p>附則(経過措置)に関して、条例施行日から平成24年9月30日までの間は周知期間としているが、周知期間は必要ないと思う。調布市の条例のほうが都の条例より許可等の基準が厳しくなっていると思うので、9月30日までの間に駆け込みで申請がなされ、墓地が作られてしまう恐れがあると考えからである。</p>	<p>今回の権限移譲日は、平成24年4月1日と定められており、全て同日施行では、墓地の設置予定者に対しての周知が十分に図られない可能性が生じます。周知せずに規則が変わり、権利の行使が不可能となつてはなりません。条例の事実を知ってから後、手続を行う期間として最短でも90日が必要であり、6ヶ月の周知期間は必要と考えています。</p> <p>なお、この場合、周知期間であっても、墓地等の設置基準については、当条例の基準に従っていただくこととなります。</p>

## 都条例（現行）と調布市条例案の変更概要

2012/1/10 時点

	都条例から変更する部分	市条例の概要
第1条 趣旨	法10条の規定による墓地等の構造設備・管理基準・事前手続きを定める	法10条の規定による墓地，納骨堂又は火葬場の経営の許可等について必要な事項を定めるものとする。
第3条 墓地等の経営主体	宗教法人で，主たる又は従たる事務所が「都内，または墓地等の予定区市町村に隣接する都外の市町村」にあること	<p>【宗教法人】 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人で，同法に基づき登記された事務所を市内に有し，かつ，永続的に墓地等を経営しようとするもの。</p> <p>【公益法人】 墓地等の経営を行うことを目的とする，公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号の公益法人で，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき登記された事務所を市内に有し，かつ，永続的に墓地等を経営しようとするもの。</p> <p>【事務所設置期間】 市内に事務所を設置してからの経過期間は，5年間とする。</p>
第4条 墓地等の経営の許可等	（協議を経ていることは申請要件となっていない。）	墓地等の許可申請，及び変更許可申請のうち墓地の区域又は墳墓を設ける区域の拡張に係るものである場合には，第15条から第17条まで並びに第18条第2項及び第3項の規定による手続きを経た後でなければこれを行うことができないとした。
第6条 墓地の設置場所	所有地であること	所有地は「所有権以外の権利が存しないこと」を追加。 第6条第1項第2号及び第3号を削除。
	第2項 焼骨のみで，公衆衛生その他公共の福祉の観点から支障ない場合「②河川・海・湖沼からおおむね20m以上 ③住宅等からおおむね100m以上」は適用しない。	第6条第2項の「専ら焼骨のみ」を削除。 第13条として，焼骨のほかは埋蔵又は埋葬をさせてはならないことを追加。

	都条例から変更する部分	市条例の概要
第7条 墓地の構造設備基準	(緩衝帯の規定なし)	緩衝帯の規定を追加。 緑地、道路、駐車場等により3m以上の距離を確保する(規則による)。
	境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。	境界には、障壁又は密植した樹木の垣根を設けること。
	緑地15%以上 【運用通知】 東京における自然の保護と回復に関する条例による緑地及び芝生、花壇、藤棚等の被服面積などをいい、墓地の敷地の15%以上とする。	緑地20%以上(規則による)
	(駐車場台数の規定なし) 【運用通知】 駐車場の台数は、交通機関の利便性及び設置する場所により一律に取り扱うことは難しいことから、新規墓地の駐車場の設置状況等にかんがみて、墳墓の区画数の2%程度を設置目途として指導するものとする。	駐車台数が墳墓区画数の2%以上(規則による)。
第8条 納骨堂の設置場所	所有地であること	所有地は所有権以外の権利が存しないこと。
第13条 墓穴の深さ	土葬の墓穴の深さ2m以上	第13, 14条 削除。 第14条 焼骨のほかは埋蔵又は埋葬をさせてはならないことを追加。
第14条 土葬禁止区域	知事が土葬禁止地域を指定	
第15条 無縁の焼骨等の保管等	無縁墳墓に埋葬	土葬の禁止だけでなく、過去に土葬されていた骨を改葬する場合に、必ず焼骨とする。
第16条 標識の設置等	申請前の周知のため標識設置とその届出	第15条 標識設置前に計画概要の「市への協議書」提出を追加。
第17条 説明会の開催等	隣接住民等(土地所有者、土地使用者、建物所有者、建物使用者)への説明会開催	説明の範囲を近隣住民等(規則により、概ね50m範囲内の土地所有者、土地使用者、建物所有者、建物使用者)とした。
第18条 事前協議の指導	隣接住民等から意見の申出があった場合、協議の指導ができる。	申請予定者は、近隣住民等から意見の申出があり、申出に正当な理由があると市長が認めたときには、近隣住民等と協議を行わなければならない。この場合において、申請予定者は、近隣住民等の理解を得よう努めるものとする。